

第 71 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：令和元年 7 月 30 日(火) 14 時 00 分～16 時 10 分

場 所：鎌倉市役所第 3 分庁舎 1 階 講堂

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理

田中美恵子委員、山内政敏委員、山本俊文委員

岩田晴夫委員、松行美帆子委員

欠席委員：飯田晶子委員、佐藤雄基委員、上村真由子委員

事務局：服部都市景観部長、古賀都市景観部次長、秋山みどり課長、奥山都市景観課長、永井都市計画課長、田邊公園課長、持田企画計画課長（共創計画部次長）

入江会長：第 71 回鎌倉市緑政審議会を開催いたします。はじめに、事務局職員の変更がありますので、そのご連絡と合わせて、委員の出席について、事務局から報告をお願いいたします。

秋山みどり課長：事務局を務めております、みどり課長の秋山です。議事に先立ち、事務局からのお願いとしまして、ご発言の際にはマイクをご使用いただくことについてご協力いただきたいと思っております。続きまして、4 月の人事異動に伴い事務局職員に変更が生じていますので、都市景観部長の服部より報告いたします。

服部都市景観部長：改めまして、都市景観部長を務めております服部でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、お手元の名簿記載の順に沿って担当課長職以上の事務局職員を紹介いたします。

(課長以上職員紹介)

服部都市景観部長：以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

秋山みどり課長：続きまして、委員の出席等について報告します。飯田委員、佐藤委員、上村委員からご欠席のご連絡が入っております。また、山内委員から 30 分遅れる旨の連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

入江会長：次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

秋山みどり課長：お手元に配付いたしました次第(案)について説明いたします。最初に次第の 1、審議事項として 2 議題、次に、次第の 2、報告事項として 4 議題、最後に次第の 3、その他として連絡事項等を予定しております。本日の配付資料はお手元にある資料 1、4、5 です。なお、資料 2、3、6 は事前に送付させていただきました。資料 3 関連の資料のうち、「鎌倉市のみどり(別冊)」につきまして、一部、記載ミスがありましたため修正しました。申し訳ありませんが、お手元の資料に差替えていただきたく存じます。

本日の会議は、お手元にお配りしている、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、会議を公開とすることは会長にご判断いただいております。

なお、会議中に、会議を公開することによって公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを同要領において規定しております。

傍聴者募集については、7月15日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、申込みはありませんでした。

後日、掲載するホームページ上の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえまして、次第（案）の内容と会議の公開についてご確認ください。

入江会長：本日の次第（案）と会議の公開について、事務局から説明がありました。「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、本日の会議及び資料は公開としたいと判断しておりますので、よろしく願いいたします。ご意見等ございますか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

1 審議事項

(1) 前回審議会会議録の確認

入江会長：次第1、審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について事務局からお願いします。

秋山みどり課長：前回会議録につきましては、資料1としてお手元に配付してございます。前回審議会終了後に事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、入江会長及び山内委員からご発言のあった箇所について文言を整える修正がございました。ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録についてはいかがでしょうか。

(意見なし)

入江会長：それでは、この資料のとおり前回審議会の会議録を確認したことといたします。

(2) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（討議のとりまとめ）

入江会長：続きまして、審議事項(2)、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（討議のとりまとめ）」について、事務局から説明をお願いします。

秋山みどり課長：審議事項(2)、鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、お手元の資料2を基に説明します。

本件は、本年1月に開催の第70回当審議会の審議事項の継続となるものです。経緯について簡単に説明いたします。資料2-1をご覧ください。鎌倉市緑地保全基金は、市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、昭和61年に創設したもので、特に広町、台峯、常盤山の、いわゆる三大緑地の保全においては、その後ろ盾として非常に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、市費の積立を見合わせている状

況や、緑地や公園用地の取得などの事業展開により基金の枯渇が予測されることから、第63回の当審議会における、「財源、基金に関しては非常に重要な検討事項である」とのご意見を受け、基金に関する詳細な資料を、事務局からご報告させていただくことで議論を深めていくこととしました。続いて、第64回においては、第63回での議論を踏まえて「緑地保全基金の推移状況」を報告し、基金の財源確保の具体的な手法等を検討するためにも何を議論すれば良いのか事務局でも検討を重ね、引き続き課題に取り組んでいくこととしました。この経過を踏まえ、事務局としては、審議の進め方として基金の増額の手法の検討を第一に始めるのではなく、論点を整理し、論点を踏まえたご討議をお願いしたいと考えました。また、ご討議に当たっては、本市の緑の保全や維持管理に係る予算の現状や見込などをお示しし、その状況を踏まえた「鎌倉市の緑のあり方」についてご討議、ご意見をいただきたいと考えました。裏面に三つの論点を記載しました。「論点①管理の現状」、「論点②緑化推進団体等の育成・連携の現状」、「論点③緑地取得の現状」を踏まえた今後について報告を重ね、第69及び70回で論点を踏まえたご討議をいただけてきました。今回は、最終的な討議の取りまとめを行い、次の段階の緑の基本計画の五年毎の見直し検討の反映などに繋げていきたいと考えています。

資料2-2をご覧ください。第69回の審議会において、ご討議いただく際の方向性の事務局案として参考資料として示したのですが、前回においても引き続きこの方向性に沿ってご討議いただいているところです。第69、70回でのご意見につきましては、資料2-3にまとめております。ご意見を踏まえた討議の取りまとめの案として、資料2-4を作成しました。この資料の詳細については、担当係長から説明いたします。

後藤みどり担当係長：資料2-4について説明します。目次をご覧ください。これまでの討議の内容を踏まえて、4つの題目、「1 緑の基本計画の成果」、「2 現状と課題」、「3 討議の取りまとめ」、「4 取りまとめの内容を踏まえた施策・事業の方向性」により構成しています。

内容の説明に移りまして、2頁「1 緑の基本計画の成果」では、平成8年に鎌倉市緑の基本計画を策定して以降、三大緑地の保全や地域制緑地の指定など着実に成果を上げてきたことを記載しました。「2 現状と課題」では、都市公園・緑地・地域制緑地を取り巻く自然環境や社会情勢などの状況が変化したこと。3頁(2)以降は小見出しごとに現状と課題をまとめており、3～4頁にかけて、(2)、(3)では、都市公園や地域制緑地に関連する法改正があったこと、4頁(4)では本市の土地所有者支援制度、5頁(5)では市民や国県市との役割分担について、(6)では、緑のレンジャーなど、担い手の育成について、(7)では緑の基本計画で定めた保全対象22地区について、6頁(8)では財源、(9)では緑化施策などについて記載しています。また、7頁(10)では、市の他の行政計画として、緑の基本計画の上位計画となる第4期基本計画などを記載しています。

「3 討議の取りまとめ」につきましては、これまでの本審議会での討議の取りまとめとして、緑の基本計画の見直し検討への反映などの視点からまとめたものです。本市の緑保全の取り組みが重要施策であるとして、これまで多くの努力を継続してきたこと、緑地の維持管理が課題となっていること、緑地保全基金が枯渇する状況を踏まえた事業の取り組みについて検討を進めてきたことなどを記載し、下の枠に4つ記載しました課題に、次期の緑の基本計画の見直しにおいて取り組むこととしました。

8 頁に移りまして、「4 取りまとめの内容を踏まえた施策・事業の方向性について」では、具体的な施策・事業を記載しました。(1)は、今後作業を予定します緑の基本計画の改訂、(2)都市公園・施設緑地の管理の方向性の充実、(3)地域制緑地の管理、9 頁に移りまして(4)土地所有者支援制度の効果的な運用、(5)役割分担では国県市の役割分担を求めていく考えのほか、市民・受益者の関わりについて検討すること、(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携では、緑の学校、レンジャーなどを継続すること、リーダーやコーディネーターの育成について、(7)緑の基本計画で定めた保全対象 22 地区では、優先順位を付けた特別緑地保全地区の指定や土地利用動向を踏まえた区域の整理を行うこと、(8)財源では、パーク PFI などの制度の活用、受益者負担の考え方など、(9)本市になじむ緑化施策では、主に緑化地域制度の運用について再度検討を行うこと、(10)地域別方針については、流域を踏まえた地域別の方針を示すこと、10 頁に移りまして(11)その他として、7つの緑の機能と SDGs の考え方を結び付けていくことや、市民、事業者、行政による計画の推進を位置付けること、視覚的に分かりやすくまとめることなどを記載しました。資料 2-4 の説明は以上です。

資料 2-5 は、SDGs に関して、17 のゴール、及び裏面には「15 陸上資源」のターゲットについて記載しています。

本日は、資料 2-4 の主に 7 頁以降の「3 討議の取りまとめ」と「4 取りまとめの内容を踏まえた施策・事業の方向性」について、委員の皆様からのご意見をいただきたいと存じます。また、本日お示した案については、今後、いただいた意見を踏まえて修正し、討議の取りまとめとして確定していきたいと考えます。資料の説明は以上です。

入江会長：審議事項 (2) に関しまして、前回、前々回と委員の皆様からいただいた多くのご意見を事務局で整理し、討議の取りまとめの案を作成していただきました。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。また、修正・訂正等のご意見が無ければ、確定としたいと考えますが、いかがでしょうか。意見を概ね 15 分くらいいただいきたいと思います。特に、資料 2-4 がこれまで討議いただいてきた内容を緑の基本計画と関連付けながらまとめていただいたものです。7 頁にあります「3 討議の取りまとめ」いうことで、緑の基本計画への反映をどのようにしていくのかと、8 頁以降の「4 取りまとめの内容を踏まえた施策・事業の方向性」ということで、(1)～(11)までの項目で、方向性をまとめていただいています。今日、皆様からご意見をいただきまして、最終的な構成を確定していければと思います。いかがでしょうか。

松行委員：昨年度は半年間の在外研究に行っていたため、当審議会の議論にあまり参加できなかったのですが、帰ってきてから議事録などで皆様の意見を拝見しました。この取りまとめに反映する、しないは別として、まず、私の意見を述べたいと思います。結局は、お金がなくなって、どうするかという話かと思えます。そのような時、ボランティアの方々や地域の方々をお願いするという話が出てきて、それはもっともなことで必要なことだとは思いますが、やはり、お金がないからやってくださいというのは、地域の方々やボランティアの方々では動かないと思います。ですから、やはり鎌倉市にとって、どれだけ緑が大切なのか、他の市と違って、鎌倉を鎌倉たるものとしているのは、歴史環境とこの緑だと思うのですが、それを市民の皆様によく理解していただかないことには、ボラン

ティアも地域の方々の活動も動かさないと。では、どのように行えば、市民の方にそのようなことを理解していただけるのかということ、色々な教育や啓発活動もあるかと思いますが、やはり、市長、市議会、市全体が緑を大切にするという姿勢を示していなければ、市民の方に大切さを伝えるというのは、無理なことだと思います。ですから、この取りまとめには書けないと思いますが、まず市長や議員の方々に、緑の大切さをご理解いただき、非常に財政が厳しいことを理解はしていますが、厳しい中でもやはり緑を大切にしようという何かを見せていただかないと、なかなか市民の方を動かすのは難しいと思います。この新しい計画でも、緑の大切さを市民の方にアピールするようなものでなければならぬと思います。もう一点、パーク PFI のことが出ています。パーク PFI で全国の公園が良くなって、市民の方にとっても良いものになって、且つ、多少なりとも財政的な面でも助かっているというのはあります。私は PFI に関連するものに係わったことがありますが、導入するときは相当気をつけないといけないと思います。入ってくる企業は、企業のこと重点を置いているので、利用者や市民のことをあまり考えていないということもあり得ます。市側も相当勉強して、時間をかけてやらないといけない制度なのだ実感しています。パーク PFI を進めることについて全く異論はないのですが、進める時はこれが魔法の手段ではないと自覚しながら進めた方が良く、ことだけは申し上げておきたいと思えます。

入江会長：松行委員の意見に対して、他の委員の皆様からはいかがでしょう。もしくは、財源の確保に対して、教育啓発もさることながら、市の緑への姿勢が大切ではないかというお話がありましたが、そのあたりは、事務局の方では、啓発的なことあるいは市の中で考えられていることはありますか。

秋山みどり課長：今、松行委員がおっしゃられた緑の重要性というものを、市議会議員の方々や市長などに訴えていくということもあるのですが、まず、緑は本市を特徴付ける最も重要な資源であるということは、本市も継続して認識しているところではあります。そこは市長の答弁でも変わらないところであると思えます。確かに、現状の財政が厳しい状況下で、予算が緑にたくさん配分されないということもありまして、これまで審議会の中で議論されてきたことがあると思えます。直接的な財源の獲得を議論する前に、まず緑のあり方を議論して、どのくらい財源が必要なかを把握した上で、どのくらい財源を採っていくかを目的として今まで議論させていただき、今回は取りまとめとなりました。取りまとめの内容につきましては、委員からのご指摘のとおり、緑の重要性を訴えていくということで、7 頁枠内の「1 社会情勢・ニーズへの変化への対応」から「4 財源の確保」をあげさせていただいています。これが、緑の基本計画のリーディング・プロジェクトに繋がるかどうかということも今後の議論になりますが、今、地球環境への関心の高まりといったものもありますので、そこを強調していくような形で、新たな緑の基本計画を見直して作り、市民に理解をしていただけるようなものにしていきたいと思っています。

服部都市景観部長：緑地保全基金についてですが、委員がおっしゃられたように、三大緑地も都市計画決定し、一段落した状況で、やや緑地保全基金に対するトーンが下がってきているのは確かなところだと思います。ただ、やはり、これから管理等に力を入れていかなければならないですし、管理等に力を入れるならば、費用がかかるということで、そのところを、

市長、副市長ないし、議員の方にどのように理解していただくかということです。昨年、SDGs 未来都市に鎌倉市は選定されたということとして、SDGs には開発目標が 17 ありますが、目標の 15 に「陸の豊かさを守ろう」というのがあります。資料 2-5 に載せてありますが、「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。」と書かれています。まさにこれは緑の保全、管理といったところに一致する目標であるのかなと思います。SDGs 未来都市に鎌倉市は手を挙げたということもありますので、それも含めて緑の重要性を訴えていこうと思います。緑地保全基金についても、財政状態がいつまでも悪い悪いと言っている、これは良くはなりませんので、そのようなことを訴えつつ、緑地保全基金の獲得へ動く努力はしていきたいと考えています。

入江会長：委員の皆様から他にありますかでしょうか。

岩田委員：まず PFI について、個人的にはまぼろしになった海浜構想にかかわった者としては非常にアレルギーがあって、あまり当てにはしていないというのが個人的な印象です。まず 7 頁ですが、リーディング・プロジェクトは、これからかなり重点をおいてやっていくものであると思います。事務局としてはこれからどのようなものを想定されているか、お話が伺えれば良いのですが。

秋山みどり課長：鎌倉市緑の基本計画の 101 頁にリーディング・プロジェクトが書いてありますので、ご参照ください。リーディング・プロジェクトには、緑地の確保、緑の質の充実、緑のネットワークの形成があります。こちらの方は、基本的に流れとしては変わっていかないものだと考えていますが、それに社会情勢の変化を加えまして、緑地の確保がかなり進んだことから、ここに何か環境への結びつけや管理の重要性を強調して、緑の基本計画に反映していきたいと思います。

岩田委員：たぶん、なかなか具体的にお話ができないのだろうと思います。私はこの緑の基本計画の策定時に関わっていたので、当然承知していて、あえて質問をしました。現状ではせっかく担保した緑地の質が低下しているというのが非常に問題になってきていて、緑の質をいかに維持して向上させるかというのが問題になります。そうすると、リーディング・プロジェクトが一番重点的に施策を進めなければいけなくなるものなのですが、どこでどのように行うのかということになると、結局予算が無いからという話になってしまって、たぶんそのようになるのだろうと予想しています。今日、審議会の後にお話をする関係で、過去の資料を見直ししていたのですが、緑の質にかかわるモニタリングについて鎌倉市の公文書の中で初めて出てきたのが、自然環境調査の後に（仮称）山崎・台峯緑地の基本構想を策定しましたがけれども、その中にモニタリングという言葉が出てきます。それから、基本計画があって、基本設計で実施案を策定したのですが、その実施案の中で初めてモニタリングの細かな手法についても記載があるわけです。その段階で、将来の課題として、モニタリングの手法は具体的にある程度書いてあるわけですが、どのような体制でやるかということ整理しなければならないということで終わってしまっています。その後、取り扱われなくなって、放置されている。現状は、予定よりも少し遅れているけれども、整備は進んでいる。やはり、現行で整備している予算があるわけですから、その中でまずリーディング・プロジェクトに繋がるような試みを何かしておくべきではないかというのが

私の意見です。そこから得られたものを反映して、リーディング・プロジェクトとして、緑の基本計画の改訂に結びつけられたら、一番具体的に進むのではないかと思います。現状では、モニタリング体制は全然できておらず、私が緑化推進専門委員の業務の中で、月に1回だけモニタリングをしているだけです。最低限しかできてない。そのようなことが、現状では問題ですので、今後どのようにするのかを皆さんで考えていただく必要が出てくると思います。

入江会長：今のお話ですが、モニタリングの体制について、(仮称)山崎・台峯緑地の確保の時に、モニタリングが議論されたということですが、モニタリングの体制づくり、あるいは整備について、今後どのように考えていらっしゃるかというのは何かありますか。

秋山みどり課長：モニタリングについては、平成15年に自然環境調査というものを実施しています。緑の基本計画で保全すべき緑地22箇所を定め、そこを調査したものです。その内11箇所地域制緑地の指定を行い、3箇所都市公園として整備が進んでいます。過去の議論では、岩田委員から、自分ひとりでは限界があり、生態系保護の観点からモニタリングしていただけるような方を教育していく必要があるというお話があったと思います。現在、自然環境調査と同じレベルの調査を行うのは、規模的にも予算的にも難しいと思いますが、今行っている緑の学校や緑のレンジャー・シニアという緑化啓発業務を見直すことも検討には入れていかなければならないかと思っています。

入江会長：今、モニタリング及びその体制の構築が大切だということが記載されている(仮称)山崎・台峯緑地の基本計画の資料を岩田委員から見せていただきました。そのような調査から管理の方へ、PDCAサイクルに沿って進めていくということが、グリーン・マネジメントの段階では必要なことと思われま。今後、緑の基本計画の中でもそのようなことを加味していければ良いと思います。資料2-4の7頁の枠の中に「3 維持管理手法の確立」と書かれていますが、こちらに関連してくるところかと思っています。管理手法の整備や、今お話があったモニタリングの体制などが、今後の緑の基本計画の中でも検討課題になってくると感じています。委員の皆様、他にいかがでしょうか。

山本委員：資料2-4の5頁の「(6) 担い手、緑化推進団体」の「②課題」に「ボランティアのマンパワーには限界がある。」という記述があります。私は、鎌倉市内の高校や大学のボランティアサークルの力を借りられないかを検討してみたいと思います。実際に市内の高校や大学のボランティアサークルについて調べてみたのですが、例えば鎌倉学園中学校・高校のサークルですと、どんなことでもやりますというスタンスで書いてありまして、頼もしいなと思いました。鎌倉女子大学は、ボランティアのサークルはありますが、保育や育児を主な活動対象としていて、緑化などには力を入れていないみたいです。他の高校でも色々なことを行っているサークルがありますので、マンパワーには限界があるというのは確かですが、色々なサークルに緑化活動やりませんかなどの声をかけて、担い手の育成を行うという旨の記述を、この部分に記述していただければもっと良いのではと思いました。

入江会長：貴重なご意見をありがとうございます。他にありますか。

岩田委員：先ほどのみどり課長のお話と、今のお話に関連して話します。ボランティアの方についてですが、それなりに結構人数は多いのですが、一番問題なのは、公的なコーディネーターが必要であるということです。例えば、草刈ならば誰でもできる、というのは大間違い

です。どの草をどのように刈り、何を残すべきなのかわからない人が草を刈るのが一番怖いのです。全体の質を上げようと思ったら、コーディネーターのレベルをアップしないといけないと思います。前回の審議会でも言ったと思うのですが、緑のレンジャー・シニアの卒業生のレベルアップをすとか、中級の指導者の研修会を開かないと意味がないと思います。それから、話が戻りますが、本日は所管の部長が出席されているので、ぜひお願いしたいのですが、たぶんみどり課の予算はどんどん削減される一方だと思っておりますので、鎌倉市内の緑の質を向上するというよりは、鎌倉中央公園とかもそうですが、他の課が予算をとって、色々な整備実施や、施策を反映する中で、みどり課が調整役となって、1%でも、0.5%でも少しでも良いから、緑の質の向上に寄与するような工夫をしていただければ、若干は良くなると思います。ぜひ、指導力を発揮してください。

入江会長：今、山本委員、岩田委員からお話いただいた、いわゆる人づくりと言いますか、担い手の育成というのは非常に大事な視点だと思います。山本委員からご指摘がありました、市内の大学や高校などにはボランティアサークルがあるということですが、事務局で把握していることはありますか。

秋山みどり課長：高校のボランティアについては把握していません。しかしながら、以前ご議論いただいておりますが、新しい世代との連携ということで、例えば、今行っている緑のレンジャー・シニアはお仕事をリタイアされた世代が中心となっていて、緑のレンジャー・ジュニアは小学生の児童を対象としています。その間の世代が抜けているということで、例えば中学から継続して、鎌倉市の緑に関心を持っていただけるようなことを行って、高校でも続けていただくとか、そのあたりの地道なところをやっていければ良いのではないかと思いますので、委員の意見を基に、事務局でも考えているところです。緑の基本計画でやっていけるかどうかは議論の余地があるのですが、考えていきたいと思っています。

岩田委員：もう一点あります。事務局はご存知だと思いますが、公益財団法人鎌倉風致保存会が、ボランティア活動をしている中で人身事故を起こしてしまいました。幸い、被害にあわれた方が良い方だったため、訴えられたりはしませんでした。ボランティア活動が各地に展開していくと、万が一の場合が当然出てくるので、市としてのフォローを丁寧にしていただけるような体制を取っていただけると、ボランティアの方々も安心して活動できます。なかなか予算は無いと思いますが、工夫していただければと思います。保険の対象となる期間は限定的であるようです。

入江会長：ボランティア保険ですか。

岩田委員：そうです。後遺症で、神経痛とかが残るかもしれないのですが、そのようなものに対しては補償ができなくなってしまうのです。痛みは個人の問題になってしまうので。

入江会長：事務局、いかがですか。

秋山みどり課長：今、ご意見があったように、ボランティアをするにしても保険などがあります。緑のレンジャーは、もともとリーダーを育てるカリキュラムですので、事故があった時を考えると、知識としてはしっかりとしたものをもっていても、何人かでボランティア活動をやっていく時に二の足を踏んでしまうことがあると思いますので、そのあたりのサポートをやっていく方策というのをみどり課として検討できればと思います。

入江会長：ぜひ、よろしくお願いたします。市内には大学や高校のボランティアサークルがある

という山本委員の先ほどのお話ですが、私もそこは気づかされたところで、事務局としてはまだ把握していませんというお話がありました。資料2-4の5頁を受けて、同資料の8、9頁に「4 取りまとめの内容を踏まえた施策・事業の方向性」と書いてあります。9頁に「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」と書かれています。上から2点目に「緑地の維持管理に関する担い手の拡大を目指す。」と書いてありますが、場合によっては、今、山本委員からご指摘に沿って、例えば「市内の大学や高校との連携」といった文言を加味してもよろしいのではないかと私は感じましたが、いかがでしょうか。

押田会長職務代理：一つお願いしたいことがあります。市内で活動されている方々は様々な情報をもっていらっしゃるの、情報の収集や共有を加えていただきたいと思います。人材がいるのに連携できないというのは、せっかくの財産を埋もれさせているようなものですので、ぜひともこれも加えていただきたいと思います。合わせて、9頁「(5) 役割分担」のところで、それをどのようにするかを整理できたらより良いと思いますので、どこまで反映できるかは分かりませんが、ご検討いただけたらと思います。

松行委員：市内の大学や高校との連携ということですが、おそらく、鎌倉市であれば市外の大学でも連携できると思います。市内の大学だけですと数が限られていますし、ボランティアサークルに限らずに、例えば自然系のサークル、ゼミ、授業に絡めていくことができる可能性がと思います。例えば私が所属する横浜国立大学では、環境リスク共生学科というものがあまして、そこは生態系の先生がかなりいらっしゃいます。大学であれば県内くらいまでならば、鎌倉市に来てくれるのではないかと思いますので、「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」に書くのであれば、「市内外の大学や市内の高校との連携」としていただければと良いかと思います。また、横浜国立大学では、地域連携推進機構という所があり、色々な形で地域と連携しようと試みています。ボランティアサークルだけでなく、そのような所にアプローチするなど、色々あると思います。

古賀都市景観部次長：以前に私が道路管理部署に在籍していた折に、鎌倉学園と鎌倉女子大学のボランティアサークルと一緒に清掃作業を行ったことがあります。具体的には、街路樹落ち葉の清掃や陸橋の落書き消しでしたが、今でもこのような活動が続いていると思いますので、そのような共同作業を活かしていければいいなと思います。

また、環境系の活動では、これも以前在籍していた河川の管理部署において、地域の愛好家の方々と一緒にホタルの育成環境の整備を行っていました。カワニナの分布調査や川辺に植栽を施し、様子を定期的に観察するなどの活動の支援を行ったことがあります。隣の逗子市では、逗子開成高校の生物部ではホタルの育成、幼虫の放流などを地域で行っていると聞いています。

これらの活動を本市緑行政の一環としてつなげていくことができればと、今日お話を伺って強く感じました。

入江会長：様々なネットワークを事務局もお持ちだということでした。今、松行委員からもありましたが、鎌倉のまちの中だけでなく、外の高校、大学も含めてということ、資料2-4の「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」に、文言を加筆していくような形でできたらと思います。人づくりという中では、先ほど岩田委員からやみくもに草を刈るのが一番怖いという話もありましたが、そのような中で、コーディネーターという役目が非常に大

事かと思っています。私が委員として係わっているのですが、世田谷区風景づくり委員会というのがあり、いわゆる景観計画を策定し、景観行政に係わるものです。世田谷区では風景づくりアドバイザーという制度を作っています。世田谷区内のより良い風景を守り、育てている、いわゆる愛護会的な市民団体に対して、世田谷区が認定している同アドバイザーがアドバイスをしています。岩田委員のように専門知識をお持ちの方を市がアドバイザーという形で認定して、愛護団体や市民団体が困った時には、アドバイザーがアドバイスしています。鎌倉市の緑の管理をしていく中で、そのようなコーディネーターやアドバイザーを含む体制ができあがっていくということが、場合によっては必要なのかもしれないとお話を伺っていて感じました。9頁の「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」のところにも、3点目に「ボランティアを束ねるリーダーやコーディネーターの育成…」と書かれていますが、育成をするだけでなく、育成の先にどのような活動をするのかという仕組みづくりが大事だと、今の岩田委員のお話を聞いて感じました。岩田委員、そのあたりのアイデアはありますか。

岩田委員：緑関係でなく、環境関係でコーディネーターやファシリテーターを育成する試みがあったのですが、長続きしないのです。せいぜい5年くらいで、だんだん衰退していつかなくなってしまいます。あと5年経つと、メンバーのみんなが歳をとってしまって、動けなくなってしまいます。やはり、行政がある程度上手にサポートをして、継続性を持たせる工夫をしないと難しい気がします。以前、環境の関係で自然観察会を企画した時に、幼児教育では自然観察が必修科目になりますので、鎌倉女子大学に助手として参加しませんかとやんわりとお誘いしたのですが、なかなか反応が鈍かったです。学校に協力を求める際に、投げかけ方が非常に難しいです。教官の考え方も様々なので。特に女子大の場合は、色々ありますので難しいと思います。私が以前、慶応大学で教えた時には、単位が無事に取得することが難しそうな学生を中心に、補講を兼ねて鎌倉で実習をしました。そのような形もあるのかもしれませんが。色々検討してみたいと思います。

入江会長：ちょうど、今、山内委員が到着しました。資料2-4の9頁の「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」のところですね。今後の人づくりをどうしていくかということで、今、岩田委員から、やみくもに草を刈られても困るというような状況の中で、指導的な立場のボランティアも必要なのではないかという話がありました。今日は、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」の最後の取りまとめの段階ですが、山内委員が「NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー」で活動を行っている中で、資料2-4の9頁の「(6)担い手の育成、緑化推進団体との連携」に関して、もう少しこのような文言もあつたら良いのではとかこのような視点があれば良いのではとか何かあれば、教えていただければと思います。

山内委員：出席が遅れまして申し訳ありませんでした。資料を読みましたが、書かれているとおりのだな、というのが率直な感想です。緑のレンジャー・シニアの講座ができて20年くらいになりますが、卒業生として、我々はそれなりに活動を継続できていると思いつつ、資料に書かれているとおり、マンパワーが十分に増えていかないという現状があります。これから益々緑の質を上げていくような活動をするためには、どこかで人材を獲得しなければならないので、このレンジャー制度のみならず、そのようなリーダーの育成をすることで、

他の市民や観光客を巻き込んで、新たな担い手を模索していく、明確にそのようなことをやっていくと謳った方が良いと思いました。

入江会長：今、お話があったように、緑のレンジャーのみならず観光客や学校を含めて様々な関係する方々、ステークホルダーという言い方をよくしますが、そのような方々との連携も大切だという文言をここに載せた方が良いというお話をいただきました。

時間も迫ってきているのですが、ほか、8～9頁で気になったところがありますか。よろしいでしょうか。今、委員の皆様からいただいた意見は事務局が対応します。そして、事務局対応の内容の確認につきましては、私の方で一緒に責任を持って行い、確定していきたいと思います。資料2につきましては、一応このような形でできあがったということでご確認いただき、審議会としてご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

入江会長：ありがとうございます。それではこの事項につきましては、了承したこととさせていただきます。

2 報告事項

(1) 平成30年度緑政実績について

入江会長：それでは、次第の2、報告事項の(1)「平成30年度緑政実績について」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：資料3をご覧ください。この「鎌倉市のみどり」は、緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方に沿って、計画に基づく施策・事業に係る毎年の取り組み・成果をまとめて、本審議会に報告の上で毎年公表しているものです。

本書は、事業実績を報告すること以外にも計画の進行管理書としての性格を位置付けており、本書において計画の実現に向けた目標の更新や施策内容・方針を修整し、今後の施策展開に反映させることとしています。今年度につきましても(案)をまとめましたので、本日の審議会で委員の皆様のご意見もいただいた上で内容を確定し、広く公表していく予定です。それでは、資料の内容について担当係長から説明します。

浜辺みどり担当係長：それでは「鎌倉市のみどり」について説明します。まず資料3、本編2枚目の目次をご覧ください。本冊子は大きく三部構成としており、「Ⅰ緑の基本計画の概要」、「Ⅱ計画推進の取り組みと実績」、「Ⅲ関係資料」としています。本日は時間の都合もございいますため、主な部分を抜粋して説明いたします。

「Ⅰ緑の基本計画の概要」12～13頁をご覧ください。表「地域制緑地等の指定目標」及び「施設緑地の整備目標」につきまして、一番左の欄に現況のデータを示し、計画策定時及び中間年次などと比較できるように表示しています。また、13頁の施設緑地の整備目標について、平成30年度は街区公園が1箇所、面積が0.1ha増えたこと、都市緑地を1箇所、都市計画決定し、区域の面積が確定したことから、数値の更新をしています。

続きまして14～15頁をご覧ください。左上の図は「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」、右下の図は「緑の基本計画に基づく実績」です。平成30年度は、上町屋特別

緑地保全地区、及び山崎・台峯緑地を都市計画決定したため、その区域に合わせ図を更新しています。

次に 18 頁をご覧ください。「Ⅱ計画推進の取り組みと実績」について、主なものを説明いたします。

(1) 緑地保全に係る法制度につきまして、22 頁をご覧ください。「近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区」では、表中「取り組みと実績」の欄、箇条書き下から 5 点目に、近郊緑地特別保全地区の買入れ申出への対応として、都市緑地法に基づき約 3 万 3 千㎡の土地を買入れたことを記載しています。

続きまして 26 頁をご覧ください。「特別緑地保全地区」の頁中段「上町屋地区」、箇条書き下から 2 点目に、平成 30 年 6 月 15 日に特別緑地保全地区の都市計画決定の告示をしたことを記載しています。

続きまして 32 頁をご覧ください。「生産緑地地区」では、上から 2 点目の箇条書きで、「平成 30 年 7 月 5 日、生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例」を制定、面積要件を引き下げたこと、次の箇条書きに、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定したことを記載しています。

続きまして 36 頁をご覧ください。(4) 市独自の緑地保全等に係る制度等として、頁中段の「樹林管理事業」では、市内を 6 地区に分けて 1 年間に 2 地区、3 年サイクルとし、平成 30 年度は長谷・極楽寺と佐助・御成地区にて実施したことを記載しています。

続きまして 42 頁をご覧ください。(5) 緑地保全財源の確保等として、ふるさと寄附金制度を活用した緑地保全基金への寄附や募金による寄附について実績を示しております。43 頁の表の合計額の欄で募金を含めた寄附額は約 596 万 7 千円であったことを記載しています。

続きまして 44 頁をご覧ください。(6) 緑地の質の充実、「確保緑地の適正整備」、一番下の箇条書きに、市有緑地の維持管理計画策定業務及び樹木調査を実施したことを記載しています。

続きまして都市公園に関する部分です。49 頁の上段をご覧ください。「街区公園」では、「西ガ谷ひょうたん公園」を供用開始したこと、長谷つくし公園等 6 箇所に新たな遊具を設置したことなどを記載しています。続きまして、同じ頁の下段をご覧ください。「近隣公園・地区公園」では、「地区公園」の下から 3 点目以降に、笛田公園のバスケットゴールなど公園施設の整備・改修について記載しています。

続きまして 50 頁の上段をご覧ください。「総合公園」では、箇条書きの下から 2 点目及び 3 点目に、鎌倉海浜公園の都市計画変更の手続を実施したことを記載しています。

続きまして 51 頁をご覧ください。「風致公園・歴史公園」では、鎌倉中央公園拡大区域について、箇条書きの上から 6 点目以降に、2,312 ㎡の用地を取得し、用地取得率は 92.2% となったことなどを記載しています。

続きまして 52 頁をご覧ください。「都市林」については、鎌倉広町緑地について、箇条書きの下から 3 点目に、平成 31 年度から 5 年間、指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定したことを記載しています。

続きまして 53 頁をご覧ください。頁中段の「山崎・台峯緑地」について、下から 2 点

目以降に、平成 31 年 2 月に約 8.6ha を都市計画決定したこと、910 m²の用地を取得したことを記載しています。なお、この都市計画決定については、今回の審議会の次第のとおり後ほど報告いたします。

続きまして、65 頁(11)市民が主体となる緑化への支援として、上段の表をご覧ください。「自主まちづくり計画策定地区等での緑化」では、一番下の箇条書きに、大平山地区地区計画が平成 31 年 2 月 6 日に区域の拡大、及び名称を変更し、緑化に関する方針を定めた地区計画を指定したことを記載しています。

続きまして 83 頁をご覧ください。「緑の顕彰制度」では、箇条書き下から 2 点目以降に、玉縄城緑地愛護会が第 29 回「みどりの愛護」功労者表彰を受賞したこと、緑のレンジャー指導員の田中氏が鎌倉市市政功労者表彰を受けたことを記載しました。

続きまして、85 頁からは特定地区に関する取り組みと実績です。85 頁から、近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区について記載しています。87 頁から、特別緑地保全地区について記載しており、そのうち 98～102 頁「③確保緑地の適正整備事業」においては平成 30 年度の実施内容に更新して記載しています。

104 頁からは「主な都市計画公園・都市公園」の整備の方針について記載しており、そのうち、111 頁に平成 31 年 2 月 6 日に都市計画が決定した山崎・台峯緑地について記載しています。

続きまして、114 頁からは「4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績」です。これは、緑の基本計画の中で「地域別の方針」として示しているもので、柏尾川や滑川などの河川を基に市域を 6 つの流域に分け、それぞれに「緑の配置の方針」や「計画推進のための主な取り組み」を記載しています。

続きまして、127 頁からの「5 事業の進捗状況及び今後の課題」について説明します。この項目は、昨年の審議会でのご意見を踏まえ、昨年度まで別冊 2 としていた「事業の進捗状況及び今後の課題」を本編に盛り込み、年度末の実績と新たな課題などを分かりやすく示したものです。まず、127 頁は緑の基本計画における「施策」と「制度・事業」の関係の概念図です。続きまして 128 頁をご覧ください。表の左から 3 列目「基本的な方向性」の欄には、各制度・事業の方針を記載しています。「事業の進捗、主な実績」の欄には事業実績を記載し、「短期的な課題」として緑の基本計画の中間年次である令和 2 年までを目途に取り組むべき課題を、「中長期的な課題」として目標年次である令和 12 年に向けて調整や検討を要する課題を記載しました。主な事業としては、みどり課と公園課の事業について示すことが妥当と考えていますが、一部、農地に係る事業を記載しています。また、昨年度から内容を更新している箇所は、アンダーラインで示しています。数値の更新等以外での主な変更箇所としましては、132 頁、主な事業「都市緑地」に、山崎・台峯緑地の都市緑地部分 8.6ha が都市計画決定したことを記載しました。「Ⅱ計画推進の取組と実績」は以上です。

続きまして 138 頁をご覧ください。「Ⅲ関係資料」は、緑の現況に関する基礎資料として、各数値等を更新しています。本編については以上です。

次に、別冊について説明いたします。お手元の資料「鎌倉市のみどり（別冊）」をご覧ください。別冊は主な事業の執行額一覧としています。昨年同様に、把握可能な範囲で執

行済みの金額を記載しました。1～3頁の執行額の内訳は、右側に、国費、県費、市費等の内訳を記載しました。4頁の円グラフは、この一覧表を基に割合を示したものです。

概要の説明は以上となります。今後もこのような整理を積み重ねていく中で、当審議会のご意見をいただきながら、新たな施策展開の方向性を見出し、次の緑の基本計画の見直しに反映できればと考えております。委員の皆様からご提案などがありましたら、ご教示いただければ幸いです。長くなりましたが、以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。

山内委員：別冊の2頁の「4.主として連携の推進に係る制度・事業」に「緑のレンジャー」と書いてあり、358万1千円という市費が投入されているのですが、これは（公財）鎌倉市公園協会に緑化啓発業務委託として支払っている費用がこの金額ということなのでしょうか。「NPO法人鎌倉みどりのレンジャー」は、（公財）鎌倉市公園協会からは、数万円程度受け取っていますが、この書き方だと、「NPO法人鎌倉みどりのレンジャー」が約350万円受け取っているように読み取れるように見えます。タイトルと事業が合わない気がしたので、質問しました。

秋山みどり課長：ご指摘のとおり、緑化啓発業務は、鎌倉市から（公財）鎌倉市公園協会に委託している事業です。緑のレンジャー・ジュニア、同シニア、緑の学校といった啓発事業に使わせていただいています。

山内委員：（公財）鎌倉市公園協会に委託されて、この費用が発生しているということですか。

入江会長：今、山内委員のご指摘の中では、表に「緑のレンジャー」という文言が出てきていますが、「緑のレンジャー」ではなく、「（公財）鎌倉市公園協会」という標記が正しいのではないですか、ということです。

秋山課長：はい。（公財）鎌倉市公園協会に委託しています。

永井都市計画課長：私がみどり課長の時に発注していた事業の決算値ですので、補足させていただきます。ここに書かれている「緑のレンジャー」というのは、鎌倉市緑の基本計画の個別の施策・事業に書いてある名称です。緑化啓発業務委託は、「緑のレンジャー」と同じ頁の下段に書いてある「緑の学校等講習会」を合わせて発注しているので、「緑化啓発業務委託」の後ろに「（緑のレンジャーと重複）」になっています。「緑のレンジャー」と書いてあるのは、NPO法人の「鎌倉みどりのレンジャー」のことではなく、「緑のレンジャー」という事業名を挙げているという作りでこの表は作られています。ですから、「緑のレンジャー」及び「緑の学校等講習会」の全てに対して358万1千円が使われているという記載になります。

入江会長：山内委員、よろしいでしょうか。

山内委員：内容は理解しているつもりです。

山本委員：私も別冊1についてです。この費用を分析すると、用地取得と維持管理の2つの費用が大部分を占めるのがまずあります。その内、用地取得については主に国が負担している。維持管理については主に市が負担している。鎌倉市の視点からすれば、維持管理の費用が非常に重要になるというのがわかります。3頁の「5.管理費用」の計を見ると、3億6千万円くらいになることがわかります。動向のようなもの、過去からどのように変化してきて、将来どのように変わっていく予定なのかが鎌倉市にとって一番重要な課題だと思います。

過去がどうであったのか、それから、将来の見通しがどのような見込みと把握されているのかをお聞きしたいです。

入江会長：ただいまの山本委員のご指摘に対して、事務局からお答えいただけますか。

秋山みどり課長：先ほど説明がありました、民有地を対象としている「樹林管理事業」につきましては、要望に応じて樹木を切ったりしているところがあります。神奈川県は、歴史的風土保存地区内の県有地などの管理を行っています。以前の執行額につきまして、把握したいとのことですが、今後も同じようなレベルで維持管理していくならば、執行額は増えていくことになると考えています。

服部都市景観部長：過去からの経過は今、手元にございませんで、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

山本委員：私が質問した趣旨は、動向を知りたいのは勿論ですが、財政が逼迫している状況で、どのくらい不足するのかを把握したいのです。どのくらい将来不足しそうなのかという見通しを基に、これから稼ぐか削減するかという見当をつけなければならないと思います。

秋山みどり課長：今後の見通しですが、今は、どのくらい財源が必要になるかは把握できていません。後ほど説明いたしますが、確保緑地の適正整備事業という緑の質を向上させていく取組の中で、今後、この緑地はどのようにすれば良いかというのを定め、どのような管理をしていくのがいいのか、その上で、どれだけ予算を必要とするのかを把握して、求めていかなければならないと思います。

林公園課課長補佐：「5. 管理費用」に書いてある項目というのは、今、申し上げた確保緑地の適正整備事業、市民緑地愛護会報償費を除くと、ほぼ公園課の維持管理費になるかと思っています。これにつきましては、対象の物が増えることがあっても、減ることはない。対象が増えるから、それだけ費用も必要になってきます。これにつきましては、なかなか難しいのですが、維持管理の水準をどこに置くかによって、どれだけ足りないのか、どれだけ予算が必要になってくるのかは変わってきます。我々の方で現実に直面しているのは、限られた予算の中で必要最低限のことはやらなければならない中で、厳しくお金を回している状況です。今後、長期にわたって考えていったときに、市全体のインフラについて社会基盤施設マネジメント計画というものを作っておりまして、この中で老朽化した施設の修繕や更新が必要なものが一度にピークを迎えて一度に修繕の費用が発生するというのを避ける為に、財政の平準化を図るといった取組を始めているところです。色々な項目ごとに事業を組み立てているところです。委員の質問に対する答えにはなっていないかもしれませんが、現在どれだけ必要かというのは、社会基盤施設マネジメント計画の中では、これくらい費用がかかるだろうから、これくらい長い年月の中で、平準化しピークを抑えるには、単年度でこれくらいやってみようということを示しています。今は、資料が手元に無いので、具体的な数値をお示しすることができず、申し訳ございません。

入江会長：維持管理の質をどこにおくのか、というのが費用に関連してくるのかなと思います。必要最低限の管理を、限られた予算の中で行っているというのが現状だと思います。今後、この視点については、山本委員の指摘にもありましたように、動向と、どれだけ不足しそうかを、この審議会の中でも示していけるようなことができたらいと思いますので、次回の審議会の話題の中でも、触れられたらと思います。

岩田委員：三点あります。まず、本編の 12～13 頁です。この表は、かなり工夫していただいて、見やすくなっているのですが、この表をみると、もう既に緑は一段落したというような印象を与えてしまっている一つの要因なのではないか、と危惧しています。緑の基本計画の中間年次があつという間に来ってしまうので、それを目処にしても良いのですが、この表の書き方をそろそろ見直しても良いのかなという気がします。例えば、地域制緑地については、指定した面積を単純に載せていますが、その中で、土地を買い入れしなければならないところが残っているので、その率を記載するとか、買い入れしなければならないところがどのくらい残っているのかとかを書く方が良いのではないのでしょうか。施設緑地については、積算で執行額がどれだけなのか、さきほどの山本委員のお話でもありましたが、将来どれだけの予算を想定しなければならないのかななどを数値として出してもらった方が良いと思います。今回はこの意見に対応しなくてもかまいませんが、中間年次の時には、載せられるような工夫をしていただければと思います。それから、本編の 52 頁ですが、鎌倉広町緑地の関係です。鎌倉広町緑地については、緑政審議会では都市林構想作成の時に、非常に労力を費やしたのに、現状を見ると緑の質がかなり劣化していて、がっかりしてしまいます。管理をボランティアに任せている部分もかなりあり、独自に自然観察会、調査、報告書の作成をしていただいています。一つ気になったのは、学術的な裏づけやチェックがなされてなく、客観的なデータとして信用できるかどうか。市役所が係わっている形で報告書を出しているのであれば、どなたか責任のある方が監修をして、発行しないとまずいだろうと思います。今後、検討していただかなければならないと思います。以前、報告書を見た時に間違った記載があり、それがまかり通ってしまっている。間違った報告書を担保として、どんどん暴走してしまう活動が鎌倉市内で散見されるものですから、ボランティアの暴走をどこかで止めるシステムを作らねばならないと思います。三点目は、別冊の 1 頁「緑の質の充実」ですが、直接関係するのは、「確保緑地の適正整備事業」しか出ていないと思います。予算全体から見ると微々たる物なので、適正整備は継続してやっていただかなければなりません、プラスアルファでどのようにできるのか。予算がとれなくても、更なる工夫を事務局としていただきたいと思います。

入江会長：ただいまのお話に対し、事務局はいかがでしょう。中間年次までには、目標に対してどれだけ確保できたか、あるいは山本委員がおっしゃられていたように、どのくらい管理費用が発生しそうかなどをこの表の中に加味していってはいかがかというご意見をいただきましたが。

秋山みどり課長：12～13 頁につきましては、事務局でより見やすくなるよう検討します。

入江会長：それ以外に、都市林の話ですね。

秋山みどり課長：鎌倉広町緑地の報告書につきましても、学術的な考え方が加味されていないということで、事務局で調整できるかどうかわかりませんが、検討してみたいと思います。

林公園課課長補佐：現在、鎌倉広町緑地で行っている調査やモニタリングは、指定管理制度導入前から活発だった市民活動の中で、市民が主体となった、市民目線のものが継続されているという状況です。今は、その方々が指定管理者ということで、市民でもありながら指定管理者の立場で、業務の中で行っていただいているという形です。専門的な知識に長けた方もいらっしゃるかもしれませんが、学術的という意味では必ずしも専門家としてやっ

っしゃるわけではないので、学術的なものを加味していくというと、また、別途指定管理のあり方とか、別の新しい視点が必要になるかもしれません。そのようになってくると、指定管理の業務の中で、今現在ではそのような視点は組み込んでいませんので、現在の指定管理の期間の中ではこのような状況でやっていくということになると思います。もう一つは、市民団体が自主的にやっているということを、我々は大切にしています。その自主性が市民の方々のエネルギーの源になっているので、活発なところをなるべく尊重していきたいと思う一方、岩田委員がおっしゃるとおり、客観的な、学術的な視点は、管理の中に必要になってくると思います。また、改めて考えていきたいと思いますが、平成 15 年に行った自然環境調査のように、専門性のある研究機関にお願いすると、かなり高額な費用がかかります。財政事情との関係もありますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

岩田委員：市民団体が自分達独自の予算で発行するなら問題は何もないと思いますが、もし税金を使って発行しているならば発行する者としての責任がありますし、記載されていることに対して信憑性の問題がでてきますので、トータルで信頼度がなくなってしまいます。きちんとした調査をなさないとということではなく、記載事項に誤りが無いかどうかを誰がチェックしているのかを明確にしなければならない。それくらいは最低限しておく、市としては責任を問われなくて済むと思います。過去のものをみると、大きな問題が出てきますので、今の内に処理しておいた方が良いでしょう。

入江会長：今のご意見についてはどうですか。

林公園課課長補佐：発行物については、指定管理業務の中で、最終的には市の費用である程度は賄われているというのは確かにあると思います。市の職員も含めまして、なかなか人材の問題もありまして、専門的な方に力を借りるといえるのは必要になってくるかもしれません。その取扱いも含めて、今後どのような立ち位置でいくのかを考えていきたいです。

岩田委員：一つの案としては、横須賀の博物館の元館長が、時間の自由が利くようになりましたので、彼にお願いすれば喜んでやってくれると思いますので、言ってくだされば紹介します。

入江会長：先ほど岩田委員が言っていた、誰がどのようなチェックをしているのか、どのような機関で発行していくのかをきちんとされた方が良いでしょうというお話だと思います。例え指定管理者の市民団体が発行しているものだとしても、どなたがどのような形でチェックしているのかというのを明記する形をとるのが望ましいのではないかとのお話だと思います。そのあたり、今後事務局で検討いただければと思います。他、いかがでしょうか。その他のご意見がなければこの報告事項についての質疑を終了とします。

(質問等無し)

入江会長：それでは、この事項についての報告を終了いたします。

(2) 鎌倉都市計画公園の都市計画変更 (5・5・1 号鎌倉海浜公園) について

入江会長：それでは、報告事項の(2)としまして、「鎌倉都市計画公園の都市計画変更 (5・5・1 号鎌倉海浜公園) について」、事務局から報告をお願いします。

永井都市計画課長：都市計画課の永井です。鎌倉都市計画公園 5・5・1 号鎌倉海浜公園の変更について説明いたします。本件は、本審議会でもご議論いただいた上で決定した、都市計画公園・緑地の見直し方針に沿って、都市計画公園の一部を変更したことから報告をするものです。

はじめに、改めて都市計画公園・緑地の見直しの経緯について説明いたします。

平成 27 年度 3 月に神奈川県において、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインが策定されました。本市においては、県ガイドラインに基づき、都市計画公園・緑地の見直し方針（案）を作成し、本審議会への報告、鎌倉市都市計画審議会の諮問を経て、平成 30 年 6 月に「都市計画公園・緑地の見直し方針」を策定しました。その後、この見直し方針に基づきまして、都市計画変更に向けた都市計画手続を開始し、都市計画法の手続を終了し、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会へ付議し、変更の告示を行ったということで本日報告させていただきます。

次に変更箇所について説明いたします。変更箇所は赤丸で囲んだ 3 箇所になります。また、今回の都市計画変更にあわせて、名称の変更を行っております。昭和 54 年 4 月 1 日都市計画法施行規則の改正による公園の番号の付し方に変更があったため、5・6・1 号を 5・5・1 号に改めました。

変更箇所 1、金山地区の新旧対照図になります。変更前の区域を黄色、変更後を赤で示しています。公園・緑地見直し方針では、金山地区の黄色で囲んだ宅地部分については、4 軒の住宅が建っており、公園の施設整備の予定が決まっていない中で、長期にわたり都市計画法第 53 条による建築制限がかかっている状態であること、また、宅地以外の山林部分が歴史的風土特別保存地区に指定されており、本区域に求められる海浜景観保全の機能は満足していると判断から、廃止の方針とし、この方針に基づき、スクリーンのとおりに公園区域を変更しました。

変更箇所 2、由比ガ浜地区の新旧対照図です。こちらの箇所については、区域の変更ではなく、区域の界線根拠の変更です。鎌倉海浜公園は昭和 31 年 9 月 24 日に都市計画決定し、昭和 41 年、昭和 50 年に都市計画変更を行っております。その都市計画変更の際、界線根拠が「都市計画道路から 70m 界」となっていましたが、現在は既に公園として整備され、供用を開始しているため、界線根拠を現状に即した現地杭界、道路界に、事務的な変更をしました。

変更箇所 3、飯島地区の新旧対照図です。公園・緑地見直し方針では、スクリーンの⑤～⑥に示す海岸線の海岸保全施設である擁壁、消波ブロック及び岩場は、野鳥の飛来箇所として重要な部分であるため、宅地部分のみを廃止する方針としました。この方針のとおり、海岸線の部分を残す形で区域の変更を行いました。以上、2 地区の区域と 1 地区の界線根拠の変更及び名称変更が今回の都市計画変更内容となります。

最後に、都市計画変更手続の状況については、スクリーンのとおりで、本年 5 月 28 日の都市計画審議会でも可決された後、6 月 14 日に変更の告示を行いました。

入江会長：ただいまの説明に対しまして、ご意見等があれば、お伺いしたいと思います。当審議会では何度か審議をしてきた内容ですが、都市計画審議会では既に審議されて、変更の告示はもうされているということですので、よろしいでしょうか。

(意見無し)

入江会長：それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。

(3) 第3号山崎・台峯緑地の都市計画変更について

入江会長：それでは、報告事項の(3)としまして、「第3号山崎・台峯緑地の都市計画変更について」、事務局から報告をお願いします。

田邊公園課長：本件につきましては、平成30年11月16日開催の当審議会において、「(仮称)山崎・台峯緑地」の都市計画変更に向けた取り組みの状況を報告させていただいたところですが、このたび、都市計画法の規定に基づき「第3号山崎・台峯緑地」として都市計画変更の告示を行いましたので、本日はその概要について報告させていただきます。

資料5の1頁目をご覧ください。当該緑地は、本市域のほぼ中央に位置し、平成23年9月に全面改訂した「鎌倉市緑の基本計画」において、都市公園の種別の一つである「都市緑地」として整備する方針を示しているもので、現在、この西側で整備を進めている鎌倉中央公園の拡大区域と一体で、地域の方々からは愛着をもって「台峯」という名で親しまれている緑地の東側斜面地です。前回の報告においても説明をいたしましたが、「台峯」は昭和40年代に開発計画が浮上して以降、その保全が長年の市政課題となっていた市街化区域内の大規模な緑地です。これまでに多くの時間をかけて、市民や土地所有者、神奈川県等からのご理解とご協力をいただいていたほか、平成8年4月以降は「鎌倉市緑の基本計画」において保全施策を位置付ける等し、当審議会においても様々なご意見を頂戴しながら、取り組みを進めてまいりました。ご覧いただいている図は、現行の「鎌倉市緑の基本計画」の138～139頁に掲載している「緑地指定等の方針図」の抜粋です。赤丸で示しているのが、同計画における「(仮称)山崎・台峯緑地」の候補地です。なお、西側に隣接しているのが鎌倉中央公園、南側にあるのが山ノ内西瓜ヶ谷緑地で、いずれも既に都市計画に定めているものです。

続きまして、2頁目をご覧ください。ご覧いただいている図は、「鎌倉市緑の基本計画」の155頁に掲載している「主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の位置図」です。水色で着色しているのが都市公園の候補地で、このうち、赤丸で示している箇所が「(仮称)山崎・台峯緑地」の候補地です。写真は、北東方向の上空から撮影されたものです。

続きまして、3頁目をご覧ください。これは、平成31年1月29日開催の鎌倉市都市計画審議会における可決を経て、同年2月6日付けで、本市において鎌倉広町緑地、山ノ内西瓜ヶ谷緑地に続く3番目の都市計画緑地として、「第3号山崎・台峯緑地」を追加する旨の告示をした内容です。なお、都市公園の種別のうち、都市林や都市緑地に係る都市計画については、制度上、鎌倉中央公園を始めとする他の「都市計画公園」と区別して「都市計画緑地」に分類されます。土地の区域は山崎字台峯、台字西之台、並びに山ノ内字藤源治及び山ノ内字西瓜ヶ谷地内で、面積は約8.6haとなります。次に、都市計画変更の理由ですが、当該緑地は鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有

する貴重な樹林地であるため、これを都市緑地として整備し、その良好な自然的環境の保全を図ることを主としています。

続きまして、4 頁目をご覧ください。ご覧いただいている図は、このたびの都市計画変更に係る法定の計画図です。赤線で囲まれている部分が「山崎・台峯緑地」の区域となります。

最後に、資料にはございませんが、このたびの都市計画変更に係る告示に続き、当該緑地の整備を都市計画法に基づく都市計画事業として着手することについて、令和元年7月26日付けで神奈川県知事から認可する旨の告示をいただきましたことを併せて報告させていただきます。認可をいただいた事業施行期間は、告示のあった日から令和11年3月31日までとなっております。今後は、この期間の中で平成22年度から着手している用地取得を継続していくとともに、散策路やベンチ等の施設整備を行い、令和11年度に都市緑地として供用することを目指してまいります。以上で報告を終わります。

入江会長：ただいまの説明に対しまして、ご質問などがあれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(意見無し)

入江会長：それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。

(4) 確保緑地の適正整備事業について

入江会長：それでは、報告事項の(4)としまして、「確保緑地の適正整備事業について」、事務局から報告をお願いします。

秋山みどり課長：お手元の資料6を基に、説明します。本事業については、緑の基本計画におけるリーディング・プロジェクト「緑の質の充実」として、「未来に誇れる価値ある緑の創造」の考え方を示し、この施策展開の一つとして、平成21年度から実施しているものです。本事業を行うにあたり、基本的な事業の方向性を定めております。

資料6-1をご覧ください。この「確保緑地の適正整備事業の考え方」は、平成21年に定めたものです。本事業は、これまで「特別緑地保全地区の指定」の取り組みにより確保した緑地のうち、市有地を対象に、管理不足などにより荒廃の恐れのある緑地を適正に整備して、緑の質を高めていこうとするものです。1 頁、1 特別緑地保全地区の概要、「(1) 指定状況」ですが、本市の特別緑地保全地区は、現在、11 地区、合計面積約 49.4 ヘクタールとなっております。2 頁をご覧ください。「(4) 地形・植生」の特徴ですが、「ア 地形」については、その概ねが丘陵地で、急傾斜地も含まれています。また、「イ 植生」については、概ねが里山の半自然的な代償植生となっており、「常緑広葉樹林」、「落葉広葉樹林」、「スギ・ヒノキ植林地」、「その他」に大別でき、長期間、保育管理が行われておらず、荒廃の恐れがある緑地もあります。「(5) 都市緑地法による管理等」では、特別緑地保全地区の根拠法令である、都市緑地法において、「買入れた土地を法律の目的に適合する様に、また、緑の基本計画記載事項に従って管理しなければならない事」などを記載しています。次に「(6) 緑地管理の実情」ですが、「ア 市有緑地」では、周辺住民からの要望に市が直

接対応しており、「イ 民有緑地」にあつては、「樹林管理事業」、「緑地保全契約の締結」、「保存樹林の指定による奨励金交付」など、いくつかの支援策を講じることを記載しています。続いて「2 整備の必要性」として、大きく 4 項目に整理しており、「(1)法の目的の実現」、「(2)緑地荒廃の防止」、「(3)公有財産の適正管理」、「(4)市民との連携」としています。

4 頁をご覧ください。事業の方向性ですが、特別緑地保全地区やその候補地である市有緑地を対象に質的向上を図ること、荒廃の恐れがある緑地から優先的に実施することとしています。「(2)整備の内容」は、具体的には樹林のタイプ毎の基本的な考え方を示しています。「i 常緑広葉樹林」は、がけ崩れの恐れがあり、緊急性を要する枝おろしや倒木、故損木の処理を実施するとしています。「ii 落葉広葉樹林」は、常緑広葉樹林と基本的に同様とし、状況により二次林の形態に類似した緑地景観を目指すとしています。「iii スギ、ヒノキの植林地」は、林床の植生回復が期待できる密度に除伐・間伐を行うこと、倒木、枯損木を処理するとしています。この他、必要に応じて管理用の通路を設けること、軽易な施設を設けることを記載しています。また、試行とモニタリングを繰り返し、影響を見極めながら必要な作業を行っていくとしています。

5 頁をご覧ください。「(3)実施時期」としては、作業内容に応じた最も効果的な時期に実施し、樹木については休眠期である冬期を原則としています。

「4 期待される効果」は「生物多様性の確保を始めとする緑地の機能向上」のほか、資料に記載のとおりです。

続きまして、この事業の平成 21 年から 30 年までの 10 年間の実施結果については、担当係長から説明いたします。

後藤みどり担当係長：資料 6-2 をご覧ください。「1 事業の概要」について、期間は平成 21～30 年度まで、実施場所は常盤山特別緑地保全地区です。実施内容は、本数調整伐、除伐、つる切りなど、表に記載のとおりです。なお、数量などの詳細につきましては、資料 6-3、資料編にまとめて記載しています。

2 頁「2 事業実施により得られた知見及び課題」について、(1)知見については、まずは、事業の全体から得られた知見としては、本数調整伐、除伐など行うことにより危険木や景観を阻害する樹木を取り除くことで健全な景観形成が期待できること。径路の新設や除草などにより安全な作業環境が整い、巡視や管理作業がしやすくなったこと。ボランティアとの連携ができる状況になったこと。林床に日照が当たるようになったことで植生の更新が進んだこと。タヌキやノウサギ、様々な鳥類が生育していることが観察できたこと。本事業を行うことにより、「生き物を育む緑」、「美しい景観をつくる緑」、「安全性を高める緑」など、緑の機能が向上したことなどを記載しました。その他、落葉広葉樹やスギ・ヒノキ樹林地など、植生ごとの知見については、表にまとめたとおりです。

3 頁をご覧ください。「(2)今後の課題」については、まず、さらなる知見を得るために事業を継続すること、常盤山地区の植生のあり方の検討、ボランティアとの連携の検討を進めることとしています。その他、植生ごとの課題については、表にまとめたとおりです。

「3 考察」として、「10 年間の試行とモニタリングの結果、様々な知見が得られたこと」、「一方で竹林の浸食抑制や、人工林の更新など取り組むべき課題があることも分かったこ

と」、「得られた知見を基に、ゾーニングや作業内容の精査を行い、他の緑地についても対象を広げて考え、維持管理手法を確立すること」、「さらには、土地所有者や市民とも共有できる維持管理の考え方のモデルを示すことを目指し、事業を継続すること」などを記載しています。

4 頁からは、整備及び結果の概要について、写真を交えて記載しています。内容について代表的なものをいくつかご紹介します。5 頁をご覧ください。本事業を行うにあたり、まず管理用の径路を整備しました。左の写真が実施前です。生い茂ったササ等により通行の支障となっていました。刈払いを行い、右のとおり通行しやすくし、作業環境を整えました。このような径路の刈払を毎年継続したところでは植生に変化が見られ、タチツボスミレやハウチャクソウ等の野草が復活しました。6 頁に移りまして、下の写真をご覧ください。径路として整備したところはいくつか高低差がある箇所があり、緑地内で伐採した木材を活用し、右の写真のように階段を整備しました。続きまして9 頁をご覧ください。周囲の植生や景観に合わせた樹林地を育成するため、平成 24 年度にコナラ及びケヤキの苗木を 10 本植樹しました。苗木を育てるため周辺の草刈りを継続して実施し、現在、日当たりの良いところでは5m以上に成長したものもあります。10~11 頁に移りまして、竹林の管理の状況を記載しています。竹林は、倒木のあった場所を皆伐し、植生の変化を調べたところ、タラ・アカメガシワ・ハコネウツギなど落葉樹林へ遷移しています。また、伐採したタケをチップ化し、分解速度を調べる検証を行っています。13 頁をご覧ください。平成 25 年度に落葉樹の萌芽更新を促すため広葉樹林地内のコナラを 2 本選び、台切りをしました。このうち 1 本で新たな芽吹きを確認でき、現在は周囲の草刈りを行うことで日当たりを確保し、芽の生長を促しています。

なお、今後の予定ですが、本事業で得られた知見を反映し、資料 6-1 の、平成 21 年度に作成した「確保緑地の適正整備事業の考え方」を新たなものへと見直していきたいと考えています。資料の説明は、以上です。

入江会長：ただいまの説明に対しまして、ご質問やご意見などがあれば、お伺いしたいと思います。

山内委員：実は、私の住んでいる所はこの近くでして、毎日、常盤山特別緑地保全地区を眺めています。10 年前からこのような整備がされていたと改めて知って驚愕です。私も 20 年前くらいから住んでいるのですが、緑に関心がある私でさえ、このようなことをやっていることすら知らなかったというのがショックでした。ここにも書かれていたのですが、ボランティアが整備しやすいようにという理由で、道を整備しているという記載があります。いくつかのボランティアがこの中で整備されているということは、私も何回も手伝いに行っていたことがあったので知っているのですが、現在、ここの地域でボランティア活動をされている団体があるのかということをお聞きしたいです。確保緑地の適正整備事業において、常盤山特別緑地保全地区を例としてやっていて、今後、他のエリアで広げていくというならば、具体的にどこのエリアで行うのかということと、常盤山特別緑地保全地区で今後どのようにしていくのかという計画があるのかを伺いたいです。あと、資料のどこかに 10 年間の整備費用が書かれていたので、そのご紹介も含めてご説明いただければと思います。

秋山みどり課長：ボランティアの団体につきましては、こちらの特別緑地保全地区の所ではなくて、

隣接する県有地の方で活動している団体を2つ把握しております。

後藤みどり担当係長：本事業の経費ということでは、資料3に戻りますが、別冊1頁に「緑地の質の充実」という欄の右隣に「確保緑地の適正整備事業」に要した経費を書いております。

山内委員：資料6-3の8頁の下段に、事業費について書かれた表があって、10年間で約2,800万円となっていますが、これが常盤山特別緑地保全地区の事業費なのかと調べてみていた感じがでしょうか。

秋山みどり課長：そのとおりで、8頁の一番下に書いてある表に事業費を記載しています。当初は年500万円程度の予算を、途中から年300万円の予算をとって行っております。

山内委員：これは、常盤山特別緑地保全地区の10年間の整備事業費が計約2,800万円になったという理解でよろしいでしょうか。

秋山みどり課長：表の下に補注がありまして、「H22、H23：梶原五丁目特別緑地保全地区候補地分も含む。H24：天神山特別緑地保全地区分も含む。」と書いてあるとおり、一部他の場所の分も含んでいますが、ほぼ常盤山特別緑地保全地区で行われた事業に使っています。

山内委員：県有地側で2つのボランティア団体が作業しているということでしたが、今、少々心配に思っています。今回資料に載っている図は、常盤山緑地の北側の斜面です。県有緑地というのは、南側の斜面でして、特に竹林においては、かなりの勢いで伐採されています。市有地側（常盤山特別緑地保全地区）と県有地側でとても差が広がっているというか、県有地側が、市民から言うとすごくきれいでいいなという所があって、市有地側（常盤山特別緑地保全地区）は手付かず状態です。尾根を挟んで南側と北側で差が激しくなっていて、尾根を歩いている市民からするとどうなっているのだろうというようなところもあります。今日の資料にもどこかに書いてありましたが、県有地と市有地の管理についてはきちんとコラボレーションしていかなければならないというような表記があったと思いますので、期待はしていますが、現状として、ここ2、3年の話ですが、非常にその差が顕著に出ているので、そのあたりのことについて課題意識を持って、何かをできればと思っています。市側は、そのことについてなにか把握されていて、今後対策をこのようにするという考えがあれば、お伺いしたいなと思います。

秋山みどり課長：委員からご指摘があった所ですが、県有地側のボランティア団体が、県にお話をして、緑地に入っています。県有地の方が多くの作業をされているというのは、聞いたところによると、緑地の中から外の景色を見られるように竹等を伐採しているようです。元々県有地側は歴史的風土特別保存地区でありまして、外から見たところ、見た目として保存されているという所が望ましいのであれば、どこから竹を切っていくのかという課題はあります。今、市有地（常盤山特別緑地保全地区）で行っている「確保緑地の適正整備事業」としましては、これまで得た知見を基に、どのようなものがふさわしいか、緑の機能を全うできるような管理の仕方をお示しして、ボランティア団体にも説明していく責任があると思っています。今後、そのあたりの活動をさせていただきたいと思っています。

古賀都市景観部次長：当該地のうち、県が所有する土地については、以前に大規模なり面の崩落が発生した関係で、防災工事として、県によってり面保護網を斜面地の広い範囲で施工されています。

網を張ったり面に繁茂する竹については、維持管理のため、県による竹の伐採が行わ

れている状況です。参考までに申し上げます。

岩田委員：ボランティアの活動をする時には、モニタリングをして活動の評価をしなければならない。生物多様性を考慮して何が目的なのかを考えなければならないと思います。それから、山内委員が先ほど、常盤山特別緑地保全地区の側に住んでいるけれども、確保緑地の適正整備事業については気づかなかった、と嬉しいことをおっしゃっていました。我々の目標としては、周りから気づかれないように、こっそり緑地の質を良くしていこうと考えていたので、その点では良かったと思います。

入江会長：資料6-2の「確保緑地の適正整備事業報告書」が、10年かけてやってきた知見をまとめているものだと思います。

岩田委員：補足していいですか。この資料は、まだ私がチェックする前の段階の資料で、事務局は一生懸命まとめてくださってはいますが、例えば、生物系の部分がかかなり欠けているので、私がチェックして、より良い形の資料にしたいと思います。例えば、緑地が放置された状態から整備が始まったので、どこでもそうなのですが、急激に生物多様性が向上します。その一例としては、オオタカが繁殖し、タカ類の狩場になりました。逆に小鳥類の生存率が非常に落ちてしまいました。鳥が減ってしまった。その一方、下草をある程度定期的に節度のある刈り方をしていただいたので、獣類の活動が活発になって、タヌキがため糞を作るようになりました。調査も行いやすくなり、糞から緑地を利用している獣類の健康状態が推測できるようになりました。それから獣道も非常に増えました。事業費をかけた分、かなり効果はあったので、そのあたりをアピールする資料にしていきたいと思います。

山内委員：常盤山特別緑地保全地区については、先ほども言いましたが、今後、ボランティアを利用してうまく整備を進めていきたいとのフレーズがありましたので、「NPO法人鎌倉みどりのレンジャー」としても、常盤山緑地の整備に関してはぜひご協力したいという意見が最近出てきています。ぜひ、節度ある形で方針に則って、お手伝いできればと思っています。よろしくお願いします。今日のこの資料は一般市民に公開される予定はありますか。

秋山みどり課長：今回の報告書は修正し、ホームページ等で公表していきたいと考えております。その他にもボランティア団体と共有していけたらと考えています。ボランティアでお手伝いいただけるのとのお言葉、非常にありがたいと思います。

岩田委員：今、山内委員からのご提案があったので、それに対する回答になります。山内委員のグループは非常に熱心にやっけていただいているのですが、やはりもうワンステップ、ステップアップしていただきたく思います。もし、ご協力いただけるのであれば、常盤山特別緑地保全地区は鎌倉市が非常に力を入れて鎌倉方式の維持管理を、どのようにしたら良いかテストしている場所がありますので、ぜひ、中級指導者講習会を近々やれば良いなと思っていますので、個別に相談させてください。事務局もお願いします。

入江会長：それでは、よろしいでしょうか。今いただいた意見は、事務局の方で取りまとめいただいて、委員の皆様と確認しながら、私の方でも確認をして、確定していきたいと思いますので、よろしくお願いします。一応、審議会としてご了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

入江会長：ありがとうございました。それではこの事項につきましては、了承したものとさせていただきます。以上で、報告事項が全て終了しましたが、その他にご質問等ございますか。

(岩田委員から、鳥獣保護区の指定更新に係り、県と調整中である旨、今後の予定についての情報提供があった。)

入江会長：情報提供ということでした。それでは、報告事項を終了します。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整

入江会長：続きまして、次回(第72回)の日程調整について、事務局からお願いします。

秋山みどり課長：次回開催は、令和元年11月頃で考えております。事前に日程についてお問い合わせをさせていただいておりましたが、人数が揃いませんでしたことから、改めて日程調整をさせていただきたく存じます。令和元年9月頃に、事務局からご連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

入江会長：いかがでしょうか。

岩田委員：「鎌倉市のみどり」に対する意見の提出はいつまでですか。

入江会長：資料3「鎌倉市のみどり」に対する意見があれば、1週間程度で、事務局にお伝えいただければと思います。よろしくをお願いします。それでは、次回の開催については、9月頃に事務局が調整するというところでよろしくお願いたします。

(2) 当日確認事項

入江会長：次に、本日の確認事項を事務局からお願いします。

(書面配付)

秋山みどり課長：本日の確認事項の要旨をお伝えいたします。審議事項(1)前回会議録の確認は、会議録を配付し、委員の確認をもって了承した。(2)鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(討議のとりまとめ)は、鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて、討議の取りまとめを行い、資料の一部を修正することとし、修正部分の確認については、会長に一任することとした。報告事項(1)平成30年度緑政実績については、平成30年度緑政実績について、事務局から報告がされ、概ね了承した。(2)鎌倉都市計画公園の都市計画変更(5・5・1号鎌倉海浜公園)については、第3号山崎・台峯緑地の都市計画変更について、事務局から報告がされ、了承した。(4)確保緑地の適正整備事業については、確保緑地の適正整備事業について、事務局から報告がされ、了承した。その他(1)次回審議会日程調整は、令和元年11月の開催に向けて、後日日程調整することとした。(2)審議会確認事項は、本日の審議会での議論を本確認書で確認した。以上です。

入江会長：確認事項について、委員の皆様、何かありますか。

(意見なし)

入江会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項は、事務局が配付した書面の内容で確認させていただきます。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了いたします。ご審議いただきまして、ありがとうございました。